

全自動凝固測定装置

仕 様 書

令和 7 年度

山形県立河北病院

1 調達物品名、数量及び規格

- (1) 物品名 全自動凝固測定装置
- (2) 数量 一式
- (3) 規格 当該仕様書に示す規格、構成内訳とすること。

2 調達物品の構成内容

- ・ 本体
- ・ 本体制御用パソコン (IPU)
- ・ モニター
- ・ カラープリンター
- ・ バーコードリーダー

3 調達物品の特質・技術的要件

- (1) 調達物品に係る性能、機能及び構成等の技術的要件は以下に示すとおりである。
 - ① PT、APTT、フィブリノーゲン、FDP、Dダイマーの測定が可能であること。
 - ② 処理能力が 200 テスト以上/時間であること。
 - ③ 未開栓採血管からのサンプリングが可能であること。
 - ④ 小分けに分注した試薬を架設して検査可能であること。
 - ⑤ 試薬保冷庫が装備されていること。
 - ⑥ 検体番号バーコードラベルを自動で読み取る自動識別機能を有すること。
 - ⑦ 機器本体の幅が 800mm 以内であること。
 - ⑧ サービスマンテナンス体制が確立していること。
- (2) 調達物品に係る上記(1)以外の性能、機能及び構成等については発注者と十分な協議を行い、その指示に従うこと。
- (3) 納入する機器は、全て新品かつ未使用のものであり、設置までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合には、最新の仕様の状態で引き渡すこと。
- (4) 納入する機器は入札時点で製品化されていること。

4 納入場所等

(1) 納入場所

全自動凝固測定装置は、山形県立河北病院（山形県西村山郡河北町谷地字月山堂111番地、以下「当院」という。）の検査部検体検査室に納入する。

(2) 納入期限

機器の納入期限は、令和8年1月30日とする。令和8年1月31日に本稼働可能な状態で引渡すこと（事前に必要な検査データの収集等を含む）。

5 搬入、据付及び設置条件

- (1) 搬入、据付、配線、配管、養生、既存装置の撤去及びそれらに伴う一切の費用は受注者負担とする（オンライン接続費用を除く）。
- (2) 装置、周辺機器の転倒落下防止のため建物や機器との固定等の必要な措置を講ずること。
- (3) 設置工事に必要な施工詳細は契約後に発注者と協議のこと。
- (4) 機器の搬入、据付等の工事、調整に際しては、これに必要な養生を行い、建物等を破損した場合は直ちに発注者に報告し、受注者の責任で補修すること。

6 機器搬入後の調整及び稼動準備

- (1) 本装置が有効に稼動するために必要な調整については、受注者の負担により責任を持って行うこと。
- (2) 本装置を使用する者に対し、運用及び保守に必要な知識の説明及び指導を行うこと。
- (3) 日本語表記された最新の詳細取扱説明書と簡易取扱説明書を各1部以上提出すること。

7 ネットワーク・関連システムとの連携構築及び操作説明等

- (1) 本調達において、当院システムとのネットワーク構築を行うこと。また、発注者の指示のもと、運用上必要な設定を行うこと。当院システムの設定変更が必要な場合、相互調整を行い対応すること。その際、連携調整及び実施テストなどの調整を行い、通常業務に支障が出ないよう対応すること。
- (2) ネットワーク構築においては、当院のセキュリティーポリシーに従い、情報漏洩などが起きないように努めること。ネットワーク障害などのトラブルが生じた場合は、発注者へ速やかに報告し、連携する全ての業者、院内医療情報ネットワーク保守事業者等と相互に協力し早期復旧を図ること。
- (3) 本装置稼動に伴う機器操作の説明及び研修を行うこと。
- (4) 各工程における作業詳細については、適切な時期に発注者と打ち合わせを行い、発注者の承認を得ること。
- (5) 当院内ネットワーク接続時は、当院指定のセキュリティソフトを導入すること。
- (6) 当仕様書に記載のない事項については、必要に応じて発注者と協議し対応すること。

8 保守管理体制

- (1) 檢収終了後1年の期日を含む年度内は無償保証とし、この間、本装置が正常に稼動するよう定期的な点検、整備（故障対応を含む）を行うこと。
- (2) 本装置に必要な消耗品・交換部品の安定供給体制を確保すること。
- (3) 納入後、本装置を使用する限り、必要な消耗品及び故障時の対応について責任を負うこと。
- (4) 本装置（システム）に蓄積される「個人情報」は「個人情報の保護に関する法律」及び

「山形県個人情報保護条例」に基づき、その扱いには十分に注意し漏洩等が発生しないように努めること。

なお、契約の際は個人情報保護に関する規定を設けること。

9 その他

- (1) 本調達に伴う全ての搬入、据付、移設及び調整については、発注者の診療業務に支障をきたさないよう、発注者の指示に従うこと。
- (2) アプリケーションソフトウェアのサポートは、OS のサポート要件に依存しないこと。依存する場合は、下記(a)～(c)のいずれかで対応し、費用については受注者の負担とすること。
 - (a) アプリケーションソフトウェアのバージョンアップ版開発後又は、OS のサポートが終了した場合、発注者の指示により、ただちに当該ソフトウェアのバージョンアップを行うこと。
 - (b) 常に代替機を保有するなど、OS のサポートを理由に保守不可としないこと。
 - (c) その他、発注者と協議の上、承認された手法により対応すること。
- (3) 契約締結後、本装置の個々の構成品の価格が記載された内訳書を速やかに提出すること。